



磐田用水

令和4年4月1日現在

組合員数：4,309人

賦課面積：2,916ha

第48号

令和4年5月1日
発行

ごあいさつ

理事長 永田 勝美

磐田用水広報 第48号発刊にあたりご挨拶申し上げます。

組合員の皆様には日頃より改良区の運営、用水事業にご理解ご協力いただき心よりお礼申しあげます。

先ずは、第135回通常総代会には総代皆様のご出席と農林水産省西関東土地改良調査管理事務所沼尾次長様、中遠農林事務所森谷所長のご臨席をいただき無事終了することができました。ここに新年度がスタートできましたことに重ねて感謝申し上げるとともに、令和4年度は磐田用水にとって節目の年度と捉え役職員一同、用水事業の発展に努力を重ねる覚悟でありますので一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

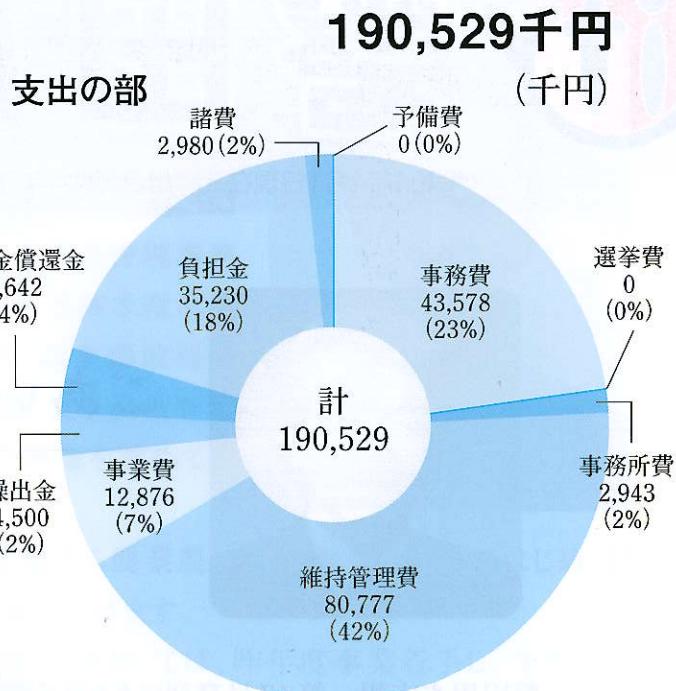
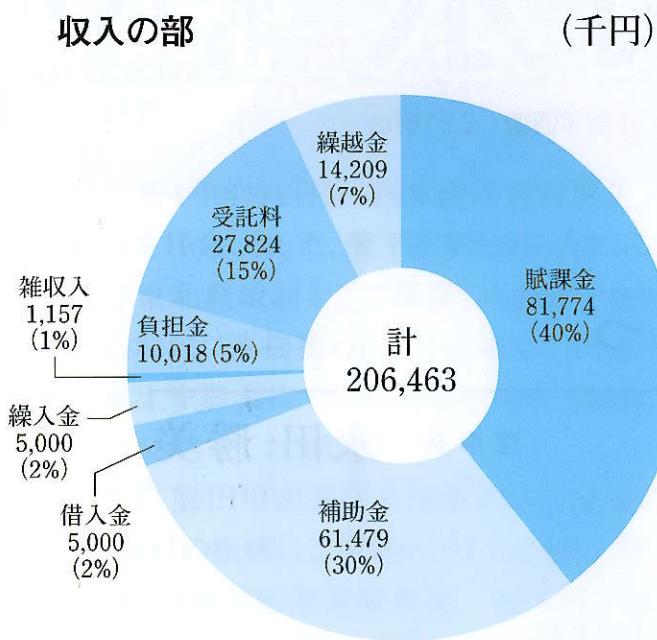
節目のひとつは施設更新事業です。令和4年度より浅羽揚水機場の応急対策事業による工事が開始され、機場が完成する頃には国営天竜川下流二期事業と繋がります。国営事業では老朽化した施設の整備更新は勿論のこと、昨今問題になっている用水の濁り対策として沈砂施設の設置等を要望しております。

関係機関との調整が1年延長されましたが、総代会や広報誌でしっかりと情報を共有し、令和5年3月に予定する総代会では全体実施設計移行要望書の提出の審議をしていただくことになろうかと思います。

そして、もうひとつの節目は人・農地プランです。農業経営基盤強化促進法の改正により、人・農地プラン、すなわち地域での話し合いや農用地の利用等の地域計画の策定が法定化され、農業者、農業委員会、中間管理機構、農協、そして土地改良区が一体となって地域づくりを行う最初の年になるということです。改良区では関係機関と協力するとともに、現場の組合員の声をしっかりと行政に届け、また行政からの様々な情報はしっかりと皆さんにお伝えしていきたいと思います。

このように大事な令和4年度であります。10年先を見据えた土地改良区運営をしていく所存です、よろしくお願い申し上げます。

令和2年度 一般会計決算額



令和3年度への繰越金 15,934 (千円)

令和2年度 特別会計決算額

職員退職給与積立金現在高	39,636,828 円
農地転用決済金現在高	274,914,420 円
財政調整基金積立金現在高	25,235,460 円
自動車償却積立金現在高	3,804,758 円

令和3年度末 借入金現在高 **36,688,247 円**

令和4年度 一般会計予算額

収入の部 (千円)

款	予 算 額
1 土地改良事業収入	104,677
2 附帯事業収入	10,495
3 基本財産運用収入	1
4 特定資産運用収入	111
5 補助金等収入	60,223
6 交付金収入	11,610
7 業務受託料収入	18,680
8 雜 収 入	65
9 借 入 金 収 入	2
10 特定資産取崩収入	71,885
11 前 年 度 繰 越 金	8,000
計	285,749

支出の部 (千円)

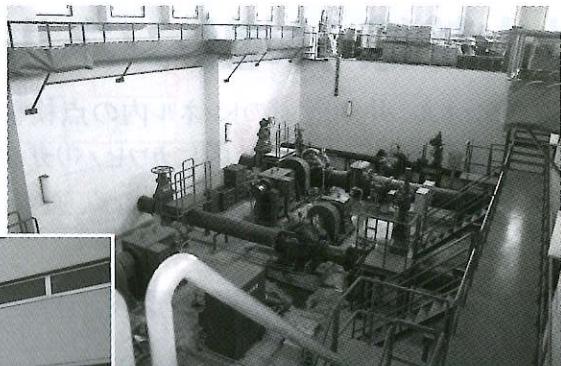
款	予 算 額
1 土地改良事業費	105,654
2 一 般 管 理 費	108,150
3 土地改良事業負担金	37,379
4 借 入 金 返 済	6,426
5 支 払 利 息	336
6 固 定 資 產 取 得	2,202
7 基 本 財 產 積 立	1
8 特 定 資 產 積 立	16,101
9 繰 越 金	8,000
10 予 備 費	1,500
計	285,749

※土地改良区会計基準の変更に伴い款項目が変更されました。

改良区全体のうごき

令和4年度より国営応急対策事業の工事が開始されます。

新設機場を建設するために必要となる用地の取得、地質調査並びにポンプ場設備の実施設計が完了し、令和4年度から土木工事と施設機械工事が発注されます。浅羽・豊浜地区への水供給を継続するための重要な事業となります。令和6年度中に完成の見通しです。



国営事業「天竜川下流二期地区」地区調査が1年延長されます。

令和4年度完了予定の地区調査が1年延長され、それに伴い全体実施設計移行も1年延長される見通しとなりました。全体実施設計移行にあたっては令和4年度中の総代会で審議の上、要望書を提出することとなります。

「令和3年度 秋の叙勲」にて 大塙副理事長が旭日双光章を受賞されました

長年にわたり地方自治や社会福祉など、様々な分野で貢献してきた方々への功績を讃える、「令和3年度 秋の叙勲」が発令され、静岡県からは4名の方が表彰されました。

令和3年11月25日と12月3日の2日に分けて秋の叙勲・褒章の伝達式が開催され、当土地改良区大塙副理事長が旭日双光章を受賞しました。



令和4年度 新規採用職員紹介



たむら せいじ
田村 誠司

今年度より、磐田用水東部土地改良区の事務局長に就任いたしました。磐田用水管内につきましては、県職在職中に約10年間、お世話になっておりますが、立場もかわりその重責に身の引き締まる思いで御座います。微力ではありますが、土地改良区の運営や施設管理等に誠心誠意、全力で取組んでいく所存で御座いますので、ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願ひ致します。

事業係よりお知らせ

社山幹線:神増トンネル、井山隧道点検

神増トンネル、井山隧道のトンネル内の点検を行いました。点検の結果、両トンネル内にカワヒバリガイを確認しました。また土砂、流木の堆積は少なく、通水に支障はありません。



▲井山隧道内部



▲井山隧道点検

河川増水時の対応

昨年7月初旬の大雨の影響で河川が増水し、福田用水篠原放水工と今井田原用水小山地内にて、排水が溢れ用水路への逆流が発生しました。

台風や大雨などで河川が増水している時、河川の水位が磐田用水の放水口よりも高くなると川の水が用水へ逆流してくる恐れがあります。河川増水時は危険ですので幹線水路へ近づかないようお願いします。

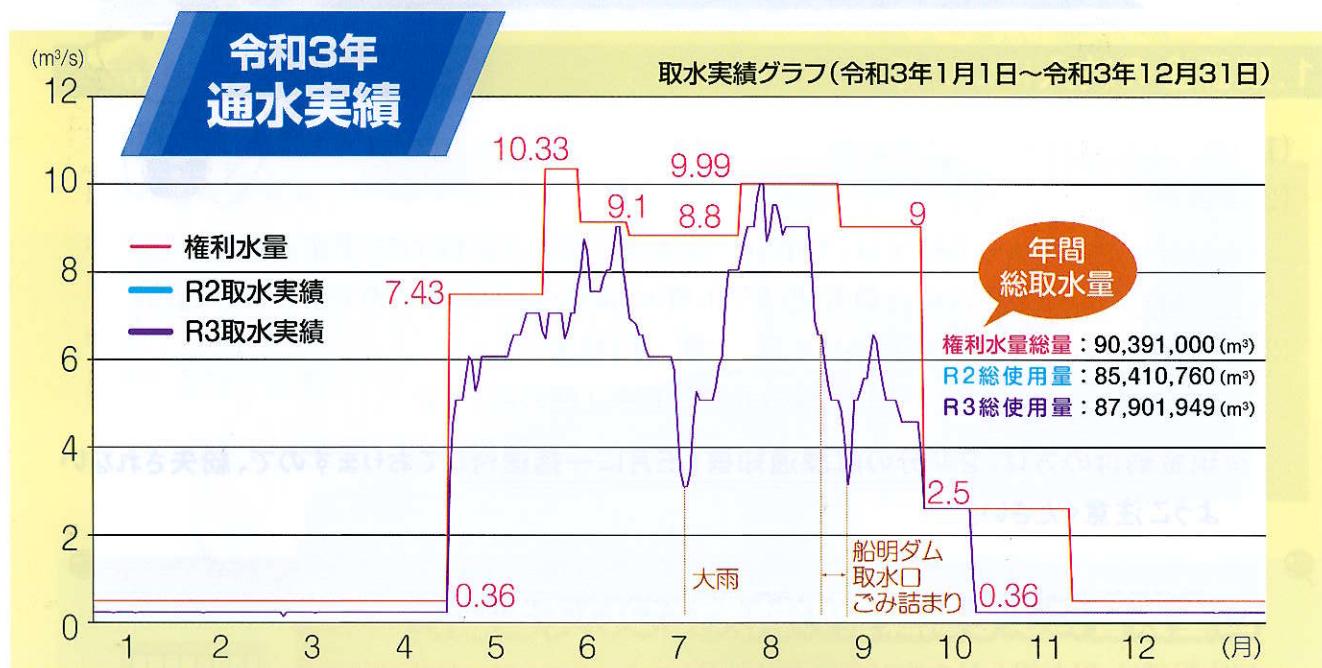
また、逆流が発生した際は用水を通じて下流へ被害が及ぶことの無いよう、大雨時は河川水位に注意し、制水ゲートを操作する体制をとっております。



▲今井田原用水小山地内



▲福田用水篠原放水工



昨年は、7月初旬に大雨はありましたが、台風も少なく全体的に落ち着いた天気でした。ですが、水路内に土砂が多くみられ、7月に取入口にて、土砂と流木が溜まってしまい取水に影響が出てしましました。また8月中旬には、船明ダムの流入口にて、流木がかかってしまい要求水量の取水が難しい事態となってしまいました。緊急に2時間の断水を行い、流木を除去することができました。

本年も通水に関しては特に問題なく例年通り行う予定ですが、近年の異常気象に対応できるよう、皆様の日頃からの水管理や節水へのご協力をお願いします。

大雨警報後の取水制限にご協力ください

台風や集中豪雨等、大雨警報発令時は規程により船明ダムからの取水を大幅に減少させるよう定められています。警報解除後は速やかに再通水するよう努めておりますが、大雨や台風の後は、大型のゴミが水路に落下したり、倒木や水路の破損等の危険がありますので十分な安全確認の後に通水となります。警報解除から一両日中は田への取水ができない場合もありますのでご了承ください。

景観保全助成金制度をご活用ください

景観保全助成金制度とは、磐田用水で管理するべき用水路敷地の草刈りを地元でやっていただいた場合、一定の要件を満たして申請していくと1m²あたり25円を助成する制度です。毎年約20団体がこの制度を活用して用水敷地の管理にご協力いただいております。

制度のご利用を希望される場合は事前に現地調査して面積を算出しますので、まずはご相談ください。

- ①団体(グループ)であること
- ②年2回まで
- ③事前にご相談いただいた上で草刈りを実施すること
- ④上記①～③を満たした上で12月10日までに申請書を提出すること

要件



庶務係よりお知らせ



1.賦課金の納入について

(1) 10a当たりの賦課金 2,800円

(2) 賦課期日 4月1日

・4月に入ってからの除斥は、当年分の賦課金が発生しますのでご了承ください。

・4月に入ってからの組合員変更は翌年度からの反映となりますのでご了承ください。

(3) 徴収期日 年2回 1期：5月末日 2期：11月末

年額12,000円未満の方は年1回(1期のみ)です

※現金納付の方は、2期分の賦課通知書も5月に一括送付しておりますので、紛失されないようご注意ください。

口座振替による賦課金の納入についてお願ひ

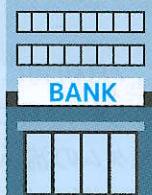
口座振替は、現在組合員の約90%の方が利用されています。ぜひご利用下さい。

取扱金融機関

- 静岡県内の各農業協同組合
- スルガ銀行
- 島田掛川信用金庫

● 静岡銀行

- 浜松いわた信用金庫
- ゆうちょ銀行



口座振替依頼書は、当改良区に用意してありますので、ご連絡下されば郵送致します

休耕、転作等で水利用が無い場合でも賦課金がかかります。

2.除斥手続きについて

改良区の受益地として台帳に記載されている土地について、農地転用等除斥する場合は、除斥手続きと除斥料の納付が必要です。公共事業(道路拡幅、河川改修、命山の造成 等)の用地買収の場合にも除斥料の納付がされない限り賦課金がかかり続けますので、必ずお手続きをお願いします。

転用除斥料(決済金) 1m²当たり 230円

田を畠や宅地にしたり、公共事業買収をした際に除斥手続きをしないまま、その後相続した際に事情がわからず、水利用がないのに毎年賦課金が発生している等といったお問い合わせが非常に多いです。後世のトラブルとならないよう確実にお手続きをお願いします。

※土地売却に伴う農地転用決済金は譲渡費用として認められます

土地を売却された際に土地改良区へ支払われた決済金は、一定の要件を満たす場合は所得税が減額される場合があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

3.組合員変更手続きについて

磐田用水の土地台帳の変更は、法律により、組合員からの届け出によってのみ変更されます。

農業委員会や登記の手続きが完了しても、土地改良区の台帳は届出があるまで変更されません。

農地中間管理機構の仲介による貸借でも変更の手続きは必要です。

(平成31年の法改正により、農地中間管理機構から改良区への通知によって変更手続きとすることができますようになりました。機構又は個人いずれかからの申請は必要ですので、どちらが手続きするか等については機構又は市町村担当課へお問合せください。)

特に次のような場合には必ず組合員変更のお手続きをお願いします。

田の売買・
耕作異動

住所や氏名の
変更

組合員の死亡
(相続)

ご連絡頂ければ届出用紙を
お送りします。またホームページ
からのダウンロードもできます。

土地改良区の組合員は、法律上の原則として

- ①自身の土地を自分で耕作されている方
- ②利用権や中間管理機構等により農業委員会へ届出して土地を借りて耕作している方
- ③上記に当てはまらない場合は土地所有者

となります。

つまり農業委員会等への届け出なしで田を借りて耕作している場合は、法律上は改良区組合員とはなりません。改良区設立より長年が経過し、これらの原則と実態が乖離してきており、全国的な課題となっています。

田の貸し借りを行う際には、磐田用水への組合員変更と併せて農業委員会への届け出をお願いします。特に地域の担い手農家に田を貸す場合は、農業委員会への届け出の有無をよくご確認ください。

●ホームページについて

磐田用水ホームページ(<http://www.iwatou.com>)では、水に関する緊急のお知らせの掲載や、各種申請書のダウンロード等が可能となっております。是非ご利用ください。



●メール配信サービスについて

用水の緊急情報をメールにてお知らせしております。上記ホームページから登録できますので是非ご登録ください(迷惑メール対策されている方は@iwatou.comからのメールを受信できるよう設定が必要です)

関東農政局西関東土地改良調査 管理事務所からご挨拶

所長 兼平 正樹

令和4年4月1日付、関東農政局西関東土地改良調査管理事務所長を拝命しました、兼平正樹と申します。これまで農林水産本省及び東北農政局などで勤務した経験がありますが、関東農政局管内の農政に直接携わるのは初めてとなります。今後、当事務所管内の風土や農業について理解を深め、地域に適した事業を進めていきたいと考えております。



さて、磐田用水東部土地改良区の皆様には、平素から農業農村整備事業の推進をはじめ、農業・農村の振興にご理解とご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「国営施設応急対策事業 天竜川下流地区」につきましては、昨年度事業着手し、今年度は浅羽揚水機場の改修工事に着手する予定としており、着実に事業を推進して参ります。

また、調査計画を進めております「天竜川下流二期地区」につきましては、事業化に向け整備内容等をご相談させていただいているところでございますが、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

水の恵みに感謝 「感謝米」を水源地に

平成23年度より水源地で森林を守っている方々に感謝米を寄贈しております。

役員総代をはじめ多くの方にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

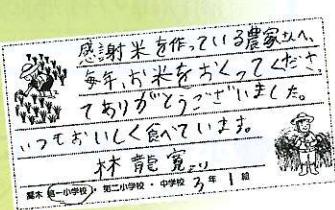
贈呈された感謝米はそれぞれの市町村で、天竜川下流地域からの感謝米であることや地元の森林を守ることの大切さを伝え、学校教育や社会福祉に役立てられています。



▲天竜区感謝米贈呈



▲北小野保育園へ贈呈



▲喬木村の小中学校より

令和3年度 感謝米贈呈実績

磐田用水	寺谷用水	合計
24.5	34	58.5

(1俵=60kg)

感謝米贈呈先

天竜森林組合
水窪森林組合

長野県塩尻市
長野県駒ヶ根市
長野県喬木村

感謝米贈呈 新聞記事



水土里ネットいわた用水(磐田用水東部土地改良区)

〒437-0043 静岡県袋井市新池3001 TEL.0538-42-3175 FAX.0538-42-3176
Email:info@iwatou.com http://www.iwatou.com/ いわた用水 検索▶